

専門実践教育訓練給付金支給対象講座

受講中のみなさんへ

早稲田大学大学院教育学研究科

(専門実践) 教育訓練給付金申請関係書類の発行手続について

このたびは、早稲田大学大学院教育学研究科の専門実践教育訓練給付金支給対象講座を受講いただきありがとうございます。専門実践教育訓練給付金の申請書類につきましては、下記の要領で申請に必要な書類の発行をいたしますので、**9月30日(水)**までに「専門実践教育訓練給付受講証明書・領収証等発行申込書」を事務所までご提出ください。

記

1.教育訓練支援給付金申請書類発行対象者

早稲田大学大学院の設置する専門実践教育訓練給付金支給対象講座を受講中の方

なお、雇用保険に係る受給資格について不明な場合には、下記の配付書類③で確認していただくか、ご本人の住所を所管する公共職業安定所(ハローワーク)に「教育訓練給付金支給要件照会票」(※)にてお問い合わせください。

※ 照会を希望される方には「教育訓練給付金支給要件照会票」を配付しますので、事務所までお申し出ください。

2.配付書類

- ①「(専門実践) 教育訓練給付金申請関係書類の発行手続について」(本紙)
- ②「専門実践教育訓練給付受講証明書・領収証等発行申込書」
- ③「専門実践教育訓練給付金のご案内」(カラフルなリーフレット)
- ④「教育訓練給付金支給申請書記載にあたっての注意事項(専門実践教育訓練版)」

3.手続書類の申し込み方法

- ②「教育訓練支援給付受講証明書・領収証等発行申込書」に必要事項を記入し、裏面に給付金の対象となる 2026 年度春学期の学費等納入の領収証(銀行振込時の半券) をクリップ等で添付(糊付け不可)し、**9月30日(水)**までに大学院事務所に提出してください。

なお、領収証を紛失した場合には、領収証等交付願欄も併せて記入して提出してください。

4.手続書類の交付

- ・以下の書類は申請から交付までに2週間程度を要しますので、必要な場合はお早めに申請を行ってください。なお、早く申し込んだ場合であっても9月30日(火)以前の交付はできません。10月1日(水)より順次、交付の準備が整った方へ事務所から Waseda メールにてお知らせいたしますので、こまめな確認をお願いいたします。
 - ・「教育訓練給付金支給申請書」
 - ・「教育訓練給付受講証明書」
 - ・「領収証等」
- ※これらの書類は再発行しませんのでご注意ください。

5.手続き書類の受領後

各自、③「専門実践教育訓練給付金のご案内」④「教育訓練給付金支給申請書記載にあたっての注意事項（専門実践教育訓練版）」を熟読し、その他の必要書類と合わせて、住民票のある住所を所管する公共職業安定所(ハローワーク)か電子申請、郵送（※）のいずれかにより支給申請手続を行ってください。また、申請の締切は、受講開始日【4/1】から6か月ごとの期間（支給対象期間）末日【9/30】の翌日から起算して1ヵ月以内【10/31】（※郵送の場合は消印有効）となりますのでご注意ください。

《ご参考》電子申請について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001234984.pdf>

以 上

早稲田大学教育・総合科学学術院事務所 教育訓練給付金制度担当